

記入例と補足説明

事前課題*

地域の相談支援体制等に対するアセスメント

面積	人 口	手帳所持者 (身+知+精+難)	障害福祉サービス 利用者数	(者)	(児)
----	--------	--------------------	------------------	-----	-----

障害者計画について

【計画における理念】

自治体により名称が異なります。

【計画策定における合議制機関の有無】

あり【機関名：計画策定委員会 施策推進協議会 など】 なし

【気になった計画の内容とその理由】

1) 特に気になった計画の内容を1つ以上ピックアップして以下に記入してください。

- 1. 区としてパラスポーツとパラアートに特に力を入れていることを知った。
- 2. 地域生活支援拠点等が基幹相談支援センターの一部として書かれていることが気になった。

2) その理由について記入してください。

- 1については、街中でよくパラスポーツやパラアートのチラシを見かけるため。
- 2については、地域生活支援拠点等は基幹相談支援センターとは違うのではないかと思ったため。

実際に各計画に目をおしたうえで記入しましょう。

ポジティブな内容でもネガティブな内容でもどちらでも構いません。

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

【計画策定において協議会に意見を聞いたか否か】

聞いた 聞いていない

【気になった計画の内容とその理由】

1) 特に気になった計画の内容を1つ以上ピックアップして以下に記入してください。

- 精神障害者の地域移行支援の数と全体の地域移行支援の数とが合わないことが気になった。
- 重度訪問介護や行動援護事業所の現在の数が書かれていたが実際に動ける事業所数がどのくらいか気になった。

2) その理由について記入してください。

- 地域移行支援の数は、施設に入所している人と精神科病院に入院している人とを分けて考えたもよいのではないかと思ったため。
- 重度訪問介護や行動援護事業所は実際にはほとんど応じられない状況と感じているため。こうした実態は福祉計画にも書いたほうがよいのではないかと思ったため。

ポジティブな内容でもネガティブな内容でもどちらでも構いません。

		<p>【開催頻度】 [年 3 回]</p> <p>【専門部会の部会名】 ※すべて記入してください。 協議会 相談支援部会、就労支援部会、居住支援部会、精神障害者支援部会</p> <p>【直近で扱った主な議題】 直近の協議会で扱った主な議題を記入してください。 相談支援部会からの報告（介護保険領域との連携について）、次期障害福祉計画の調査について、日中サービス支援型グループホーム設置に係る意見交換</p> <p>【設置】 <input checked="" type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 未設置</p> <p>【委託（設置済みの場合）】 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（全部・一部を問わず） [委託先：]</p> <p>【主な機能】 主な機能 ①研修事業（区内のNPO法人に委託して実施）、成年後見制度利用支援事業 ③地域の に対する助言等の支援者支援 ④協議会への運営への関与を通じた地域づくり</p>	<p>議事録から確認してください。</p>
地域の相談支援体制	相談支援センター	<p><input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（全部・一部を問わず） [委託先：]</p> <p>【機能】 ①サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ⑤権利の擁護のために 援助（精神科病院には行っていない） ⑥専門機関の紹介</p> <p>【事業者数】 特定 [23 か所] 障害児 [20 か所] 強化] I [1 か所] II [3 か所]</p> <p>【事業所共同体制】 <input checked="" type="checkbox"/> あり [概要：機能強化 I 1か所とIV2か所が協定、他検討中多数] <input type="checkbox"/> なし</p> <p>【支援専門員】 [62 人] 【主任】 [5 人] ※加</p> <p>【セルフプラン（前年度データ）】 [者 2455 人 23.3 %] [児 1513</p>	<p>別添補足資料(2)の①～⑥を参考にしてください。</p>
委託等状況、指定事業者数や相談支援専門員数等は自治体担当者に確認の上入力しましょう。		<p><input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託（全部・一部を問わず） [委託先：]</p> <p>【機能】 ①サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ⑤権利の擁護のために 援助（精神科病院には行っていない） ⑥専門機関の紹介</p> <p>【事業者数】 特定 [23 か所] 障害児 [20 か所] 強化] I [1 か所] II [3 か所]</p> <p>【事業所共同体制】 <input checked="" type="checkbox"/> あり [概要：機能強化 I 1か所とIV2か所が協定、他検討中多数] <input type="checkbox"/> なし</p> <p>【支援専門員】 [62 人] 【主任】 [5 人] ※加</p> <p>【セルフプラン（前年度データ）】 [者 2455 人 23.3 %] [児 1513</p>	
関連制度等	地域生活支援拠点等	<p>【実施】 <input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 未実施</p> <p>【実施機能（実施済みの場合）】 ○をつけてください <input checked="" type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 緊急時対応・受入 <input type="checkbox"/> 体験の場の提供 <input type="checkbox"/> 地域づくり（人材育成）</p> <p>【コーディネーター】 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 未配置</p> <p>【地域生活支援拠点等機能強化加算算定事業所】 <input type="checkbox"/> あり（単独） [] か所] <input checked="" type="checkbox"/> あり（共同） [概要：2事業所で協定</p>	<p>厚生労働省ホームページ「障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）」から確認しましょう。 モニタリング設定状況も確認しましょう。</p>
<p>【私が考える我が地域における相談支援における強みと理由】 主任が複数いる。基幹が支援者支援をしている。 パラスポーツやパラアートに力を入れており啓発を進めやすい気がする。</p>		<p>【私が考える我が地域における相談支援における課題】 精神障害者所管の部署との連携が弱い セルフ率が高いが兼務の相談員が多い</p>	
<p>【新たに気づいた強み】 ※演習で記入します。</p>		<p>【新たに気づいた課題】 ※演習で記入</p>	

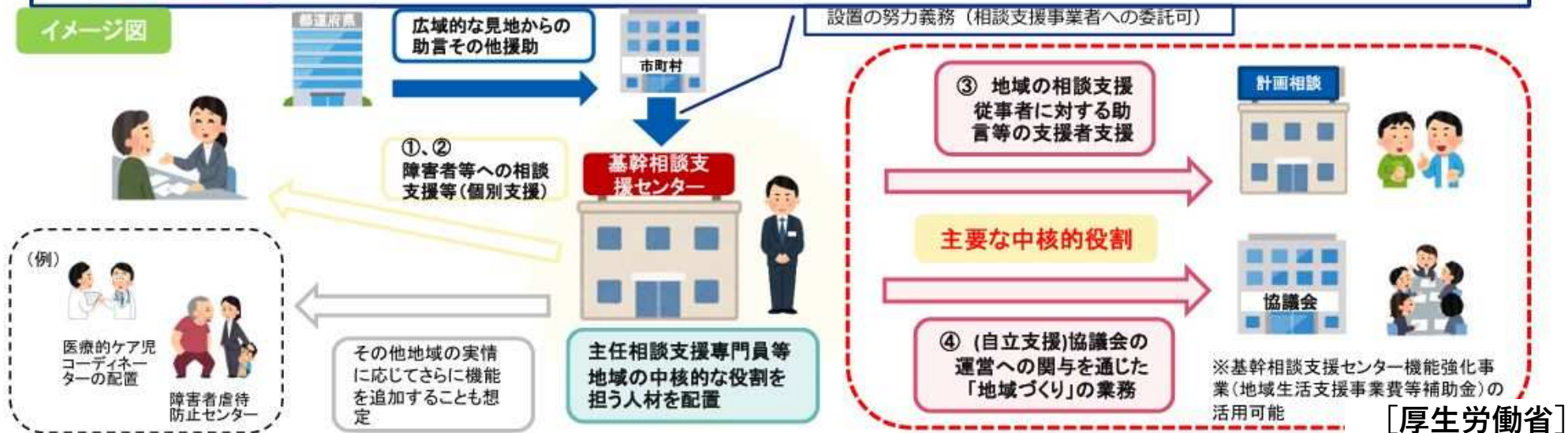
事前課題＊記入の際の補足資料(1)

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努めるものとする**。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 } (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する業務**)
- ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(法第77条の2第7項)



事前課題＊記入の際の補足資料(2)

地域生活支援事業実施要綱より

【事業の具体的内容】

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ② 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等

【上記「⑤権利の擁護のために必要な援助」の例】

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。

また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。